

発議第 2 号

平成 20 年 3 月 19 日

庄原市議会議長 様

議 会 運 営 委 員 会

委員長 早 瀬 孝 示

庄原市議会委員会条例の一部を改正する条例案の提出について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 109 条の 2 及び庄原市議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により、別紙のとおり庄原市議会委員会条例の一部を改正する条例案を提出する。

(提案理由)

庄原市行政組織条例の改正に伴い、常任委員会の名称及び所管事項の改正を行おうとするものである。

庄原市議会委員会条例の一部を改正する条例

庄原市議会委員会条例(平成17年条例第220号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「総務地域振興常任委員会」を「総務財政常任委員会」に、「環境建設常任委員会」を「産業建設常任委員会」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

常任委員会の名称	所管
総務財政常任委員会	総務課、政策推進課、企画課、財政課、管財課、自治振興課、税務課、会計課、選挙管理委員会、監査委員事務局、公平委員会、固定資産評価審査委員会及び議会事務局の所管に属する事項並びに他の常任委員会に属しない事項
教育民生常任委員会	市民生活課、保健医療課、社会福祉課、高齢者福祉課、女性児童課、教育委員会及び西城市民病院の所管に属する事項
産業建設常任委員会	農林振興課、商工観光課、環境衛生課、建設課、農村整備課、都市整備課、下水道課、簡易水道課、農業委員会及び水道課の所管に属する事項

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。